

帯広市建設工事等同日落札数制限方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市が発注する建設工事等の請負契約において、過大受注による品質の低下防止及び受注機会の確保による地元業者の育成に資するため、一般競争入札における同日落札数制限方式に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「同日落札数制限方式」とは、同一日又は同一時期に入札公告する複数の建設工事等の入札において、開札順をあらかじめ定めておき、開札順が上位の案件で落札候補者となった者の他の建設工事等における入札を無効とみなすことにより、落札候補者を決定する入札方式をいう。

(対象建設工事等)

第3条 市長は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の建設工事等の入札について、「帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会及び帯広市建設工事等入札指名委員会に関する要綱」第8条第3号に基づき、帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会に諮った上で同日落札数制限方式の適用工事（以下「適用工事」という。）とすることができるものとする。

- (1) 工種（業種）が同一であること。
- (2) 入札参加資格要件（許可工種、格付、地域要件、施工実績など）が同一であること。
- (3) 工期（履行期間）が同一または重複すること。
- (4) 対象工事数に対して、競争性が確保できる参加者数が見込まれること。
- (5) 原則として、公告日、入札日がそれぞれ同一であること、ただし、公告日から開札までの期間の一部が重複する場合には、本方式を適用することができることとする。

(入札の公告)

第4条 同日落札数制限方式により入札を行うときは、帯広市条件付一般競争入札実施要綱第4条各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 同日落札数制限方式の対象工事であること。
- (2) 開札順
- (3) 先に開札した案件で落札候補者となった者の次案件以降の入札を無効とみなすこと。

(適用の例外)

第5条 同日落札数制限方式の対象工事として公告した後において、当該入札方式適用工事数、入札参加者数等の状況から、同日落札数制限方式による競争入札を行うと、入札参加者数が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときは、通常の入札へ移行して執行することとする。

(落札候補者の決定)

第6条 開札は、予定価格の大きいものから順に行い、落札候補者を決定することとする。

この場合において、開札順が上位で落札候補者となった者が行った、開札順が下位の案件に対する入札を無効とみなす。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。